

税金の制度が

変わります

税制改正に伴い、例えば昨年まで住民税が非課税だった方が課税の対象になったり、各種控除が見直されていますので、あらためて確認をお願いいたします。

なお、ここでは「所得税および住民税共通の変更点」と「住民税のみにかかわる変更点」の2つのケースに分けてご案内します。

所得税・住民税共通

※平成17年分の所得税および平成18年度住民税から適用

ここが変わります!

公的年金等控除が見直しに

公的年金等控除のうち、65歳以上の方に対して上乗せされている控除額が廃止になり、最低保障額も現行の140万円から120万円に引き下げられます。

老年者控除の廃止

65歳以上の方で、かつ前年の合計所得金額が1,000万円以下の方に適用される老年者控除(住民税48万円・所得税50万円)が廃止されます。

◎65歳以上の方の年金所得計算方法

	(A)公的年金等の収入金額の合計額	(B)割合	(C)速算控除額
【改正前】 17年度住民税 (16年分所得税) まで	1,400,000円まで	所得金額はゼロ	
	1,400,001円から2,599,999円まで	100%	1,400,000円
	2,600,000円から4,599,999円まで	75%	750,000円
	4,600,000円から8,199,999円まで	85%	1,210,000円
	8,200,000円以上	95%	2,030,000円
【改正後】 18年度住民税 (17年分所得税) から	1,200,000円まで	所得金額はゼロ	
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

※雑所得(年金所得)は、年金の収入額(A)×割合(B)－速算控除額(C)で計算します。

例えば

年齢65歳以上で年金収入300万円の方の所得金額は・・・

【改正前】 $300万 \times 75\% - 75万円 = 150万円$

【改正後】 $300万 \times 100\% - 120万円 = 180万円$

税制改正の影響①

介護保険

今回の税制改正により、介護保険料の段階(保険料額)に変更が生じます。

●介護保険料段階(保険料額)が上がる方

現在、介護保険料は住民税(市・道民税)の課税・非課税の別により、また合計所得金額によって保険料段階が決定されています。

今回の税制改正により、①これまでは非課税だった住民税が課税へと変更になった方、②住民税課税の方で、年

金控除額の変更により合計所得金額が200万円を超える方については、保険料段階(保険料額)が上昇します。

●急激な負担増加に対応するため、緩和措置も予定されています(3年間をかけて段階的な増額を行う予定)。

問合せ ■介護保険課 ☎72-6121 ✉kaigo@city.ishikari.hokkaido.jp

住民税(市・道民税)のみ ※平成18年度住民税から適用

ここが変わります!

定率減税の見直し

定率減税が現行の所得割額の15%から7.5%(上限4万円から2万円)へ引き下げられます。
※所得税の定率減税は平成18年分から現行の20%(上限25万円)から10%(上限12万5,000円)に変更となります。

65歳以上の方に係る非課税措置の廃止

65歳以上の方で、かつ前年の合計所得金額が125万円以下(年金収入で245万円以下)の方に対する住民税の非課税措置が廃止されます。
※平成17年1月1日において65歳に達している方(昭和15年1月2日以前生まれの方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方には経過措置を適用。平成18年度分は税額の3分の2が減額、平成19年度分は税額の3分の1が減額され、平成20年度から全額課税となります。

均等割が一律に

石狩市では、誰も扶養家族がいないと仮定した場合、所得で28万円(給与収入の場合93万円)を超えると均等割がかかります。
平成17年度は、均等割の納税義務を負う夫と同じ市町村に住んでいて生計を一にする妻は、均等割が半額の2,000円課税とされていましたが、平成18年度から全額の4,000円課税に変更となります。

キーワード

●均等割

一定の所得がある方はその所得金額に関係なく、均等な額(市民税3,000円+道民税1,000円)を納める税金のこと

税制改正の影響②

医療費制度

医療費負担割合の見直しや受給資格更新等の時期は平成18年8月1日ですので、7月末までは特に変更等がない限り(有効期限が平成18年7月31日前に切れる方を除く)、現在の受給者証をご使用できます。

●老人保健で医療を受けている方

- ①「老人保健医療受給者証」で受けている方
→平成18年8月1日以降の医療費の負担割合が1~2割負担へ変更になる場合あり(負担割合が変更になる方には平成18年7月後半に通知予定)。
- ②「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」を持ち、平成18年度から課税世帯(世帯員の中に一人でも課税者がいる世帯)になった場合
→平成18年8月以降についての医療費および標準負担額(入院時の食事代)の減額認定が受けられなくなります。

●重度心身障害者医療費助成制度を受けている方

- ①重度心身障害者医療助成制度を受けている方
→平成18年8月更新後から所得制限により受給資格を引き続き得られなくなる場合があります。
- ②現在初診時一部負担金のみの医療費負担をしている方が住民税課税世帯となった場合
→1割負担に変更。
- ③65歳以上の方で住民税課税世帯となった場合
→受給者証が交付されず老人保健のみで医療を受けていただく場合あり(対象者には平成18年7月後半に通知予定)。

●北海道老人医療制度および石狩市老人医療制度を受けている方

北海道老人医療制度
【道老】と印字された
「老人医療費受給者証」
をお持ちの方

石狩市老人医療制度
【老】と印字された
「老人医療費受給者証」
をお持ちの方

- 平成18年8月の更新後は所得制限により受給資格を得られなくなる場合があります。
→住民税課税世帯となった場合、医療費の減額認定(受給者証にⅠまたはⅡと印字されている方)が引き続き受けられなくなります。

問合せ ■市民課医療給付担当 ☎72-3125 ✉shimin@city.ishikari.hokkaido.jp